

審議テーマ

「テレワーク」を中心とした働き方改革について

- ・本県では、平成29年10月からサテライトオフィス形式のテレワークを試行実施しているところであり、試行1年を経過したことから、実施状況や職員アンケートの結果等を踏まえ、本格導入を検討しているところ。
- ・行政改革評価・推進委員会にサテライトオフィス形式のテレワークの本格導入とテレワークの形態拡大に対する御意見をいただく。

テレワークの試行導入

1 行政改革大綱（H29～H31年度）実施計画

目標2 「仕事の仕方」の改革

改革7 自治を担える人づくり、力を最大限発揮する組織づくり

取組事項 働きやすい職場づくり

具体的な取組 ①テレワークの試行導入

現 状（行革大綱実施計画策定時の状況）

働き方改革が国・地方自治体・企業の喫緊の課題として位置付けられていることを踏まえ、これまで以上に、多様で柔軟な働き方の選択を可能とする職場づくりに取り組むことが求められている。

課 題（行革大綱実施計画策定時の状況）

職員のワークライフバランスの充実や、育児・介護中の職員の負担軽減を図るため、テレワークの導入を検討する必要がある。

※テレワーク…情報通信技術を活用した場所などにとらわれない柔軟な働き方

改革内容

ア サテライトオフィス形式によるテレワークを試行導入する。

※サテライトオフィス形式によるテレワーク…テレワークのうち勤務している庁舎以外の庁舎で業務を行う形態

イ 試行の効果の検証を行い、本格導入のための検討を行う。

取組目標、実績

指標項目	目 標	実 績
サテライトオフィスの設置箇所	②9 1箇所 ③0 4箇所 ③1 5箇所	②9 3箇所 ③0 5箇所
テレワーク実施者数 ※取組目標に追加（H30年度）	②9 ー ③0 43人 ③1 51人	②9 18人 ③0 20人
テレワーク延べ実施回数 ※取組目標に追加（H30年度）	②9 ー ③0 120回 ③1 144回	②9 50回 ③0 89回
試行開始1年間の効果検証及び本格導入の検討	③0検証・検討実施 ③1検討実施	③0検証・検討実施

※平成30年度の実績値は、平成30年12月末 現在

テレワークの試行実施概要 資料 2 - 1 資料 2 - 2 資料 2 - 3

2 第21回行政改革評価・推進委員会での意見

◎サテライトオフィス形式のテレワーク

- ・利用申請の簡略化を図った方がよいのではないか。
- ・介護や育児・子育て中の職員のニーズの把握が必要ではないか。
- ・所属長の意識が重要である。
- ・コンピュータを活用し、業務の効率化を図る必要があるのではないか。
- ・取組目標にサテライトオフィスの利用者数、利用回数を加えたらどうか。

◎在宅勤務

- ・実施にあたっては、情報セキュリティ対策が必要である。

3 サテライトオフィス形式のテレワーク 試行検証

職員アンケート 資料3

平成30年12月26日～平成31年1月16日の間に実施

課題と方向性

◎ サテライトオフィス形式のテレワーク

サテライトオフィス形式のテレワークについては、本格実施したい。
本格導入にあたっては、以下の課題に対応しながら進めていきたい。

課 題	対応方法（案）
<ul style="list-style-type: none"> ・制度をよく知らない ・利用しにくい ・職場でほとんど話題にならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続した周知(テレワークミニ通信) ・体験会、研修会の開催
<ul style="list-style-type: none"> ・サテライトオフィス設置場所 	<ul style="list-style-type: none"> ・希望の多かった地域への設置
<ul style="list-style-type: none"> ・利用の手続等が面倒 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申請の手続方法を簡略化（口頭等による実施申請や実施報告） ・利用回数、実施単位の見直し
<ul style="list-style-type: none"> ・テレワークに適した業務がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の見直し、電子ファイルの保存 <ul style="list-style-type: none"> ・共有方法、電子決裁の積極的利用、係長級以上の職員や窓口業務を担当する職員の実施例の周知など
<ul style="list-style-type: none"> ・一部職員が対象外になっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象職員の見直し（時差出勤制度との併用を可能とする）

◎ 在宅勤務、モバイルワーク

多様で柔軟な働き方の選択が可能となるよう、試行に向けた検討を始めたいが、在宅勤務、モバイルワークについては、情報セキュリティ等の課題がある。

特に、マイナンバー制度の導入に伴い、県庁ネットワークがインターネットと分割されたため、職員自宅など外部からインターネットを通じての県庁ネットワークへの接続が困難。

平成31年度から次期県庁ネットワークの検討が始まり、テレワーク等今後を見据えた働き方に対応するための具体的な検討を行う予定。

課 題	
使用端末	<ul style="list-style-type: none">・貸出パソコン（ノートパソコン、タブレット）・職場のパソコンをモバイル対応（ノートパソコン）とし、在宅、モバイルで利用・私有パソコン
ネットワーク	<ul style="list-style-type: none">・専用ネットワークを構築する場合は、費用が大きい・インターネット回線を使用するとセキュリティに不安
利用条件	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none">・全職員を対象とするか <p>【利用回数制限】</p> <ul style="list-style-type: none">・利用回数の上限設定
勤怠管理	<ul style="list-style-type: none">・在宅、モバイル勤務の実施状況の把握方法・業務と私用の時間の区別方法

【参考】

自治体業務におけるA I・R P Aの活用

参考2-1

参考2-2

参考2-3

少子高齢化による労働力人口の減少等に対応するため、A I（人工知能）やR P A（ロボティクス・プロセス・オートメーション）などの情報通信技術を活用した、業務の効率化が進められている。